

建設作業騒音・振動の規制のあらまし

愛知県では、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)により、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生させる作業を「特定建設作業」として指定し、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われています。

特定建設作業を含む建設工事を施工しようとする者(元請け業者)は、市町村長に当該建設作業の実施を、作業開始の日の7日前までに届け出ることとされています。

なお、市町村長は、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合には、建設工事の施工業者にその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告などができます。

1 規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

北設楽郡の設楽町、東栄町及び豊根村を除く県内市町村^(※1)において、都市計画法の「工業専用地域」及び「都市計画区域以外の地域」を除く地域^(※2)が規制対象地域となります。

(※1) 市町村別の規制対象地域



(※2) 規制対象地域となる用途地域

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域
- ・ 第2種住居地域
- ・ 準住居地域
- ・ 近隣商業地域
- ・ 商業地域
- ・ 準工業地域
- ・ 都市計画区域で用途地域の定めのない地域
(市街化調整区域)
- ・ 工業地域

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く県内市町村のすべての地域が規制対象地域とされています(名古屋市内は市条例が適用されます)。

したがって、騒音規制法及び振動規制法で規制対象地域から除かれている地域は、この条例の規制対象地域となります。

2 規制対象建設作業

(○は全て対象、×は対象外)

※ 当該規制対象建設作業がその作業を開始した日に終わるもの除外。

区分	騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
	種類の番号	原動機の定格出力等規制対象条件	種類の番号	原動機の定格出力等規制対象条件	騒音	振動	種類の番号	原動機の定格出力等規制対象条件
くい打機を使用する作業	①	・もんけんを除く ^{注1)} ・アースオーガーと併用する作業を除く	①	もんけん及び圧入式くい打機を除く ^{注1)注2)}	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	①	圧入式くい打くい抜機を除く ^{注1)}	①	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
びょう打機を使用する作業 ^{注3)}	②	○	—	×	②	○	—	×
さく岩機を使用する作業 ^{注4)注5)}	③	○	—	×	③	○	—	×
空気圧縮機を使用する作業	④	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く	—	×	④	騒音規制法の条件と同じ	—	×
コンクリートプラントを設けて行う作業	⑤	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
アスファルトプラントを設けて行う作業	⑤	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
(A) パックホウを使用する作業 ^{注6)}	⑥	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(B) トラクターショベルを使用する作業 ^{注6)}	⑦	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(C) ブルドーザーを使用する作業 ^{注6)}	⑧	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(D) パワーショベル、スクレイバを使用する作業	—	×	—	×	⑨	○	—	×
上記(A)(B)(C)(D)以外で、これらに類する機械を用いる作業	—	×	—	×	⑨	最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る	—	×
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体または破壊する作業	—	×	—	×	⑥	○	—	×
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	×	②	○	—	×	②	○
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	—	×	—	×	⑦	○	—	×
コンクリートカッターを使用する作業 ^{注4)}	—	×	—	×	⑧	○	—	×
ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	—	×	—	×	⑩	○	—	×
舗装版破碎機を使用する作業 ^{注4)注7)}	—	×	③	○	—	×	③	○
ブレーカーを使用する作業 ^{注4)}	—	×	④	手持式のものを除く	—	×	④	振動規制法の条件と同じ

注1) くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等がある。人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2) アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが、振動関係では対象となる。

注3) びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る

注5) さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーバー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

注6) 当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものである場合は、騒音規制法の規制対象から除かれるが、県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象になる。このため、条例の届出が必要となる。

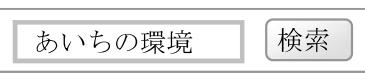
注7) 舗装版破碎機は、錘を持ち上げ、それを落させて舗装版を破碎する専用機である。

3 規制基準

規制の種別	地域の区分	基 準	
基準値	[1] [2] [3]	騒音 85 dB	振動 75 dB
作業時間	[1]	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	[2]	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	[1]	10時間を超えないこと	
	[2]	14時間を超えないこと	
作業期間	[1] [2] [3]	連続6日を超えないこと	
作業日	[1] [2] [3]	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上
＊欄に定める時間未満の間ににおいて短縮させることを勧告・命令することができる。
3 [1]地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種
中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業
地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市
計画区域以外の地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有す
るもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
[2]地域：工業地域（[1]地域のイの区域を除く。）
[3]地域：工業専用地域（[1]地域のイの区域を除く。）

4 建設工事に関する注意事項

- (1) 特定建設作業実施届出は、建設工事の元請業者の方が特定建設作業を開始する7日前ま
でに、建設工事現場の所在する市町村長に提出してください。
- (2) 当該特定建設作業が法及び条例の届出対象となる場合は、法による届出を行ってください。
届出用紙は、市町村の環境担当課室等又は次の愛知県環境部のホームページから入手で
きます。

(大気環境・地球温暖化情報)
騒音・振動・悪臭情報→騒音・振動・悪臭届出様式ダウンロード
- (3) 建設工事の実施にあたっては建設工事現場の周辺状況を十分調査し、できる限り低騒音・
低振動の機械や工法を採用してください。
- (4) 建設工事現場の周辺住民に対し、工事前に工事概要、期間、作業時間、騒音・振動防止対
策、被害対策などの説明を行い、理解を得るよう努めてください。
- (5) 建設工事現場には、苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するとともに、工事現場担当者は騒音・振動を監視し、苦情が発生した場合は誠心誠意を持って速や
かに対応してください。
- (6) 騒音・振動以外に粉じんなどが飛散するおそれがある場合は、その飛散を防止するため、
散水や覆いなどを隨時行ってください。

届出の例

作業の場所：○○市○○町○○丁目○○番地

用途地域：工業地域

作業の種類：ブルドーザー（40KW以上）を使用する作業（法対象）

くい打機を使用する作業（法対象）

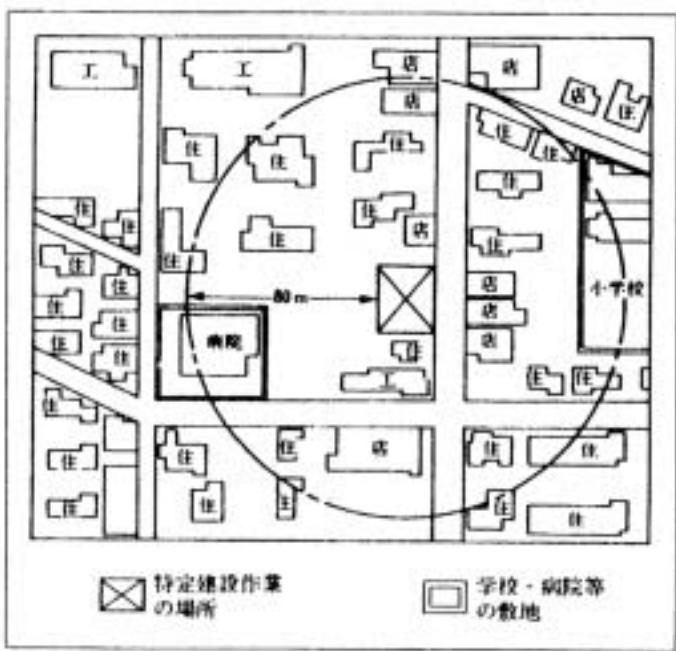
コンクリートミキサー車によるコンクリート搬入作業（条例対象）

ブルドーザーを使用する作業とくい打機を使用する作業については、法律に基づく届出、コンクリートミキサー車によるコンクリート搬入作業については条例に基づく届出を提出する。

作業場所付近の見取図、作業工程表は別々に同じものを添付すること。

騒音の防止の方法には、防音カバー、消音器のとりつけ及び遮音壁の設置など具体的に記述すること。

(2) 作業場所付近見取図の例



注意……見取図は作業場所付近の周辺80mを含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を示すこと。

(3) 作業工程表の例

この他に建設工事全体の工程表が必要です。

建設工事と特定建設作業の工程表を原則として一つにまとめたものを提出すること(別々も可)。

〇〇〇〇建設工事

特定建設作業工程表

作業期間
11月20日～12月9日

月 日	11										12									
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
特定建設作業	川	大	和	既	創	土	田	明	火	木	金	土	日	川	大	和	既	創	土	
ブルドーザーを使用する作業																				
くい打機を使用する作業																				
コンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業																				

備考 1 作業時間はAM9:00～PM5:00までの8時間／日です。

2 くい打機を使用する作業の実働時間はAM10:00～PM3:00までの5時間／日です。

(1) 特定建設作業実施届出書

様式第9

特定建設作業実施届出書

殿

年 月 日

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称																			
建設工事の目的に係る騒音又は工作物の種類																			
特定建設作業の種類																			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第3に規定する機械の名称、型式及び仕様																			
特定建設作業の場所																			
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日	日間	休	止												
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間	自	時	至	時											
騒音の防止の方針																			
居住者の氏名又は名前及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名																			
届出者の現職者社員の氏名及び連絡場所																			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名前及び住所が並びに法人にあってはその代表者の氏名																			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現職者社員の氏名及び連絡場所																			
受付年月日																			
著者在籍裏																			

備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第3に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第3に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実働の期間内欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄にあっては、作業の開始時間及び終了時間並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
5 未印のときは、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本十番刷用紙をとすること。

5 市町村連絡先一覧

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

市町村名	課名等	連絡先	市町村名	課名等	連絡先
あ 愛西市	環境課	0567-25-1111	田原市	環境衛生課	0531-23-3541
阿久比町	環境衛生課	0569-48-1111	知多市	環境政策課	0562-33-3151
安城市	環境保全課	0566-76-3053	知立市	環境課	0566-83-1111
一宮市	環境保全課	0586-45-7185	津島市	生活環境課	0567-24-1111
一色町	環境推進室	0563-72-9614	東栄町	住民課	0536-76-0503
稻沢市	環境保全課	0587-36-0135	東海市	生活環境課	052-603-2211
犬山市	環境課	0568-61-1800	東郷町	環境課	0561-38-3111
岩倉市	環境保全課	0587-38-5808	常滑市	生活環境課	0569-35-5111
大口町	環境課	0587-95-1111	飛島村	保健福祉課	0567-52-1001
大治町	衛生課	052-444-2711	豊明市	環境課	0562-92-1113
大府市	環境課	0562-45-6223	豊川市	環境対策課	0533-89-2141
岡崎市	環境保全課	0564-23-6194	豊田市	環境保全課	0565-34-6628
尾張旭市	環境課	0561-53-2111	豊根村	住民課	0536-85-1311
か 春日井市	環境保全課	0568-85-6217	豊橋市	環境保全課	0532-51-2388
蟹江町	環境課	0567-95-1111	豊山町	建設課	0568-28-0916
蒲郡市	環境課	0533-66-1122	な 長久手町	環境課	0561-63-1111
刈谷市	環境課	0566-62-1017	西尾市	環境課	0563-56-2111
北名古屋市	環境課	0568-22-1111	名古屋市	大気環境対策課	052-972-2674
清須市	生活環境課	052-400-2911	日進市	環境課	0561-73-2843
吉良町	住民課	0563-32-1117	は 豊豆町	住民課	0563-63-0112
幸田町	環境課	0564-63-5146	春日町	住民課	052-400-3862
江南市	環境課	0587-54-1111	半田市	環境センター	0569-23-3567
小坂井町	住民環境課	0533-78-2114	東浦町	環境課	0562-83-3111
小牧市	環境対策課	0568-76-1136	扶桑町	環境課	0587-93-1111
さ 設楽町	生活課	0536-62-0511	碧南市	環境課	0566-41-3311
七宝町	住民課	052-441-7111	ま 南知多町	環境課	0569-65-0711
甚目寺町	環境課	052-444-3166	美浜町	環境保全課	0569-82-1111
新城市	環境課	0536-23-7677	三好町	環境課	0561-32-8018
瀬戸市	環境課	0561-88-2671	美和町	住民環境課	052-444-1714
た 高浜市	市民生活グループ	0566-52-1111	や 弥富市	環境課	0567-65-1111
武豊町	環境課	0569-72-1111			

発行

愛知県 環境部 大気環境課 調整・生活環境グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 ☎ 052-954-6214 (ダイヤルイン)